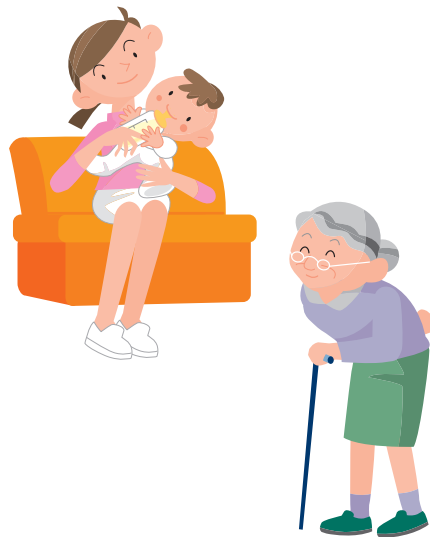


ごみ処理手数料の減額制度

1 対象の範囲

- ①生活保護世帯=生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている世帯
- ②70才以上の単身世帯=当該年度分の市町村民税が非課税の世帯
- ③母子・父子世帯=次のいずれかに該当する子（満20歳未満の子・身体障害者手帳の1級及び2級の子・療育手帳の判定がAの子・精神障害者保健福祉手帳の1級の子）を扶養し母親又は父親の収入のみで生計を維持している母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭又は父子家庭であって、当該年度分の市町村民税が非課税又は所得割の額がなく均等割の額がある世帯

※市税、し尿処理手数料を完納していることが条件になり、該当者に下記のごみ袋を交付します。



2 交付する袋等の枚数

- 世帯一人の四半期当たりの交付枚数を想定しています。

	燃やせるごみ	
世帯1人につき	20ℓ	10枚

- 軽減要件該当日以降の直近の基準日から当該年度末までの期間に応じて上記の枚数に一定の倍数を乗じて得た枚数を基準日以降に交付します。

基準日	4月1日(4/1以前)	7月1日(4/2~7/1)	10月1日(7/2~10/1)	1月1日(10/2~1/1)
倍数	4	3	2	1

ボランティア袋の交付

1 交付範囲

- 地域の清潔保持のための清掃活動、ボランティア活動に対してボランティア袋を交付します。
- 地域団体、個人等の自主的活動に伴うものに限ります。

2 交付方法

- リサイクル推進員がいる地域で行われるものは、リサイクル推進員の判断で交付することができます。
- 申請団体（個人含む）に対して、市（くらし支援課）が、交付します。

3 その他

- ごみの種類ごとに分別してください。収集は各地区の分別に合わせた日に出すと収集されます。
- ボランティア袋には氏名・団体名を記載してください。（袋に記載欄があります。）



市道・公園等の落葉について

ごみ袋については、指定はありませんので、透明か半透明のビニール袋に入れて、土木課(TEL28-8037)にご連絡ください。回収した落葉等は腐葉土として再利用していますので、ほかのごみは入れないでください。